

確認チェックリスト：令第143条第2項・・・乗用エレベーター又はエスカレーター

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄	
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類
令第143条第2項（乗用エレベーター又はエスカレーター）	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			
	配置図	縮尺及び方位			
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別			
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ			
		乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法			
	平面図又は横断面図	縮尺			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状			
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別			
	側面図又は縦断面図	縮尺			
		工作物の高さ			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		乗用エレベーター等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状			
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法			
	構造詳細図	縮尺			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法			
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法			
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ			
構造計算書	管の接合方法、支枠及び支線の金欠				
	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあっては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）				
基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法				
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置				
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置				
	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別				
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置				
	コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法				
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法				
令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第79条第2項、令第79条の3第2項、令第80条の2又は令第139条第1項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法					
令第143条第2項において準用する令第129条の8第2項に係る認定書の写し					
令第143条第2項において準用する令第129条の10第2項に係る認定書の写し					
令第143条第2項において準用する令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し					
令第143条第2項において準用する令第129条の12第5項に係る認定書の写し					
令第143条第2項において準用する令第139条第1項第3号又は第4号口に係る認定書の写し					
平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置				
	エレベーターの機械室の出入口の構造				
	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造				
	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造				
床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄					
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類				
令第143条第2項(乗用エレベーター又はエスカレーター)	エレベーターの仕様書	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員							
		昇降行程							
		エレベーターのかごの定格速度							
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造							
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造							
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造							
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法							
		エレベーターの制御器の構造							
		エレベーターの安全装置の位置及び構造							
		エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置							
	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離							
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造							
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離							
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造							
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力							
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度							
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度							
	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度							
		エレベーターの各部の固定荷重							
		エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法							
	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別							
		エレベーターの機械室の出入口に用いる材料							
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の10まで	エスカレーターの仕様書				エスカレーターの勾配及び揚程			
						エスカレーターの踏段の定格速度			
エスカレーターの構造詳細図		通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置							
		エスカレーターの制動装置の構造							
		昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造							
		エスカレーターの踏段の構造							
エスカレーターの断面図		エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造							
		エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の側の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離							
エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書		固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力							
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度							
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度							
エスカレーターの荷重を算出した際の計算書		独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度							
		エスカレーターの各部の固定荷重							
		エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法							
エスカレーターの踏段面の水平投影面積		エスカレーターの踏段面の水平投影面積							
法第88条第1項において準用する法第37条第2号		法第88条第1項において準用する法第37条第2号に係る認定書の写し							
(備考)									

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った工作物が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った工作物が法第88条第1項において準用する法第40条、法第88条第2項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の2第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。